

14-2 学校いじめ防止基本方針

みやこ町立節丸小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月1日策定

みやこ町立節丸小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）福岡県いじめ防止基本方針をもとに、みやこ町立節丸小学校のすべての児童が安心して、充実した学校生活を送れるよう、いじめの防止を目的として策定しました。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

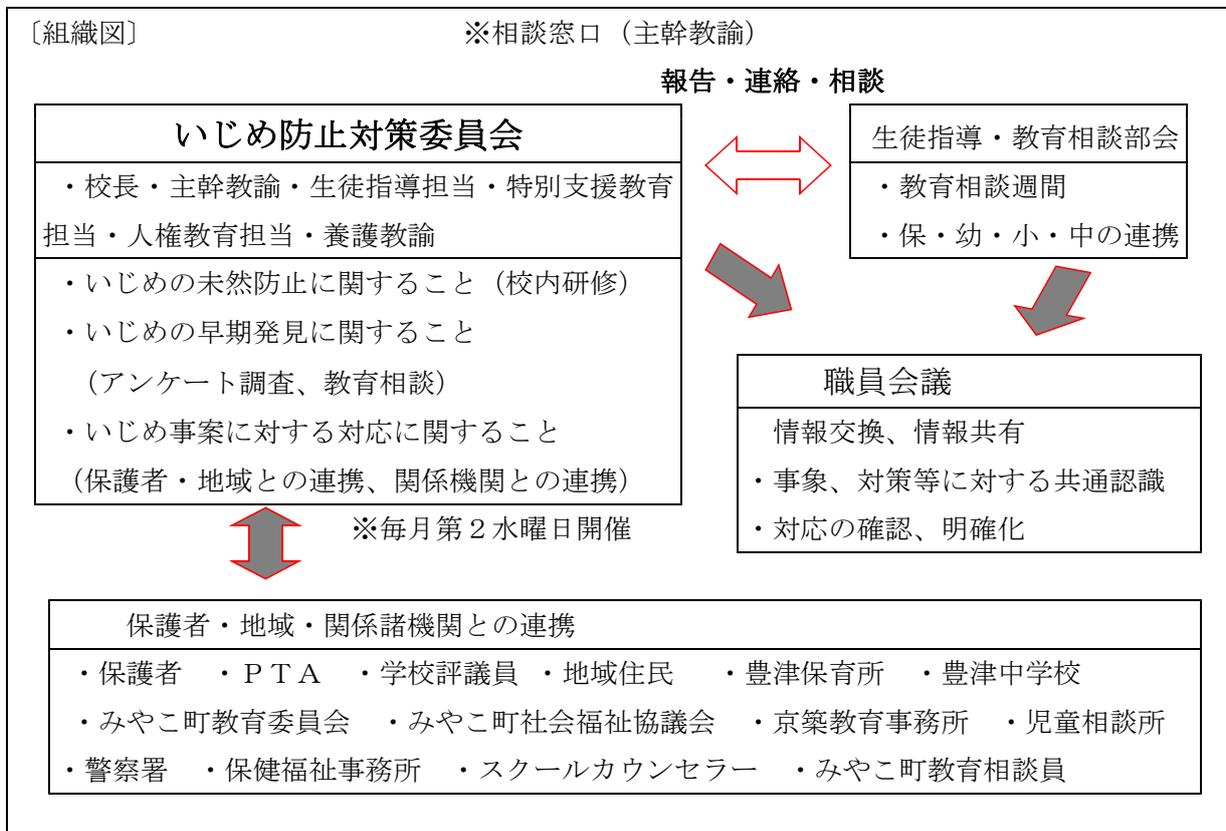
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法第2条第1項」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。けんかやふざけ合いでも、被害者の「心身の苦痛」に着目し、いじめに該当するか否かを組織的に判断する。また、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止対策の組織



(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止等に組織的に対応するための、いじめ防止対策委員会を設置し、定期的に委員会を開催する。また、いじめ等が発見された場合には、臨時に「緊急いじめ対策委員会」を開催し、早期対応にあたる。

〈校内構成員〉校長、教務担当、生徒指導担当、養護教諭、その他関係職員（人権教育担当、特別支援教育担当、担任等）

〈校外構成員〉SC、SSW、スクールサポーター、教育委員会指導主事、関係機関の助言者等

(2) 情報交換及び共通理解

○毎月第2水曜日に校内いじめ防止対策委員会を定期的に開催し、配慮を要する児童についての現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

○年間計画の作成、アンケートの作成・実施・分析、情報の収集・記録、いじめの判断、組織的対応方針の決定、PDCAサイクルの検証等を行う。

3 いじめ防止のための具体的な方策

(1) 学級経営の充実

○ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターを実施したり、「アンケート」等の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

○分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
(生徒指導の視点を入れた授業作り)

(2) 道徳教育の充実

○道徳の授業を通して、道徳的実践に対する意識を高め、道徳的実践に努めようとする児童の育成を図る。併せて、児童の自己肯定感を育てる。

○全ての教育活動において道徳教育の充実を図り、人権尊重の精神や規範意識、思いやりの心の醸成を行う。

(3) 相談体制の整備

○「いじめチェックシート」「アンケート」などの結果をもとに、学級担任による教育相談を実施し、児童一人一人の理解に努める。

○「相談ポスト」等を設置し、児童が相談しやすい環境を整える。また、子どもホットラインなどを周知徹底させる。

○スクールカウンセラー等の積極的活用を図る。

(4) 縦割り班活動の実施

○縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

○6年間を見通した計画的な体験活動を実施する。

(6) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。
- 教育講演会や授業参観・懇談会等を活用し、保護者啓発を行う。

(7) いじめに関する校内研修の充実

- 「いじめの早期発見・早期対応」を活用した研修を年度当初に行い、共通理解を図る。
- SCやSSW等の心の専門家を招聘した研修会を行う。
- 報告体制や連絡マニュアル等をもとに組織的な対応に係る研修を行い、担任教師による抱え込みを防ぐようにする。
- 研修（ショート研）を行い、いじめ等に関する日常的な取組を意識化させる。

(8) 学校相互間の連携協力体制の整備

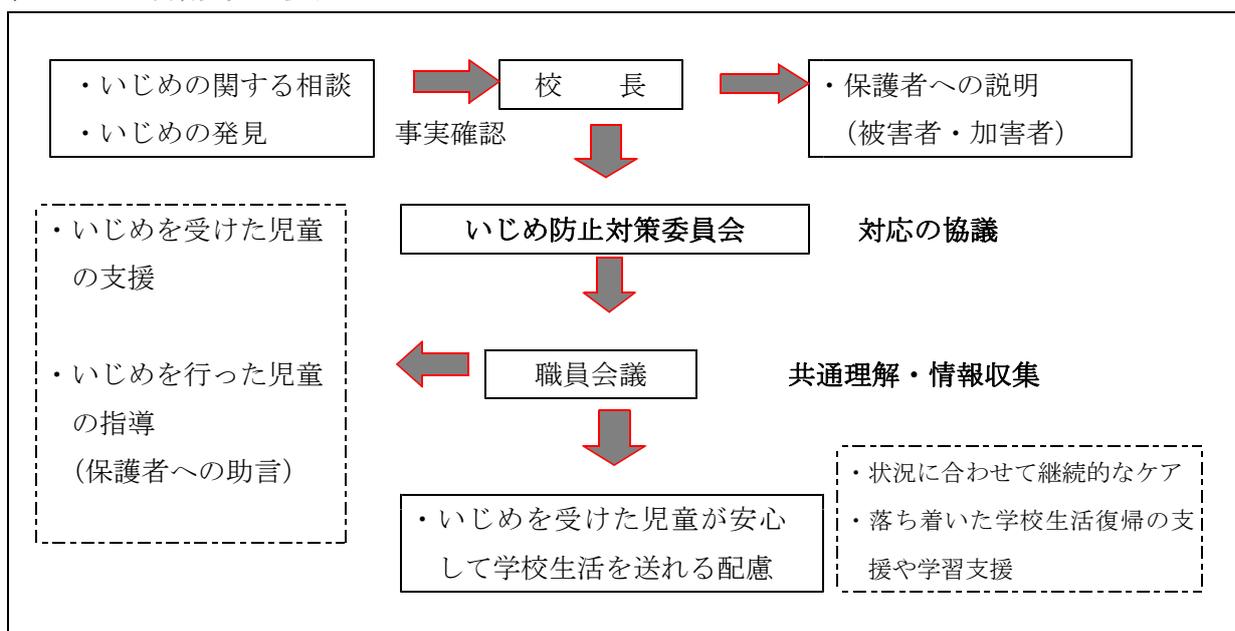
- 豊津中学校ブロックでの定期的な情報交換や交流学习を行い、情報の共有化を図る。
- 小学校間の連携を積極的に行う。

(9) 保護者への働きかけ・啓発

- 学校長がPTA総会で本校のいじめ防止対策や対応について啓発を行う。
- 保護者と学ぶ規範意識育成事業の取組や教育講演会等による保護者啓発を行う。
- 道徳の授業公開を行い、生命尊重や規範意識についての啓発を行う。
- 個人懇談や家庭訪問等で児童の様子について情報を共有しておく。
- 「アクション3保護者版」や県PTAの「いじめ早期発見チェックリスト」の配布を行う。

4 いじめ早期発見の方策

◇いじめの早期発見の流れ



(1) 保護者や地域、関係機関との連携

- 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
- 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」を活用し、家庭と連携した取組を図る。
- 学校だよりを通して、学校のいじめ防止基本方針や1年間いじめ0を公表していく。
- いじめ防止の取組状況を学校評価項目に位置づける。(児童・保護者アンケートによる自己評価)

※その日のうちに報告、その日のうちに相談、その日のうちに対応

- 必要に応じて、関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

みやこ町教育委員会、みやこ町住民課、みやこ町社会福祉協議会、京築教育事務所、児童相談所、警察署、学校警察連絡協議会、京築地区教育相談ネットワーク会議、保健福祉環境事務所等 状況に応じて関係諸機関と連携する。

(2) 「アンケート」の実施

- 月1回「アンケート」、毎学期1回「心発見活動」を実施及びアンケート調査結果の点検をする。それをもとに、一人一人の児童と教育相談を実施し、思いをくみ取る。

(3) ノート・日記指導

- 児童の休み時間や清掃活動等の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

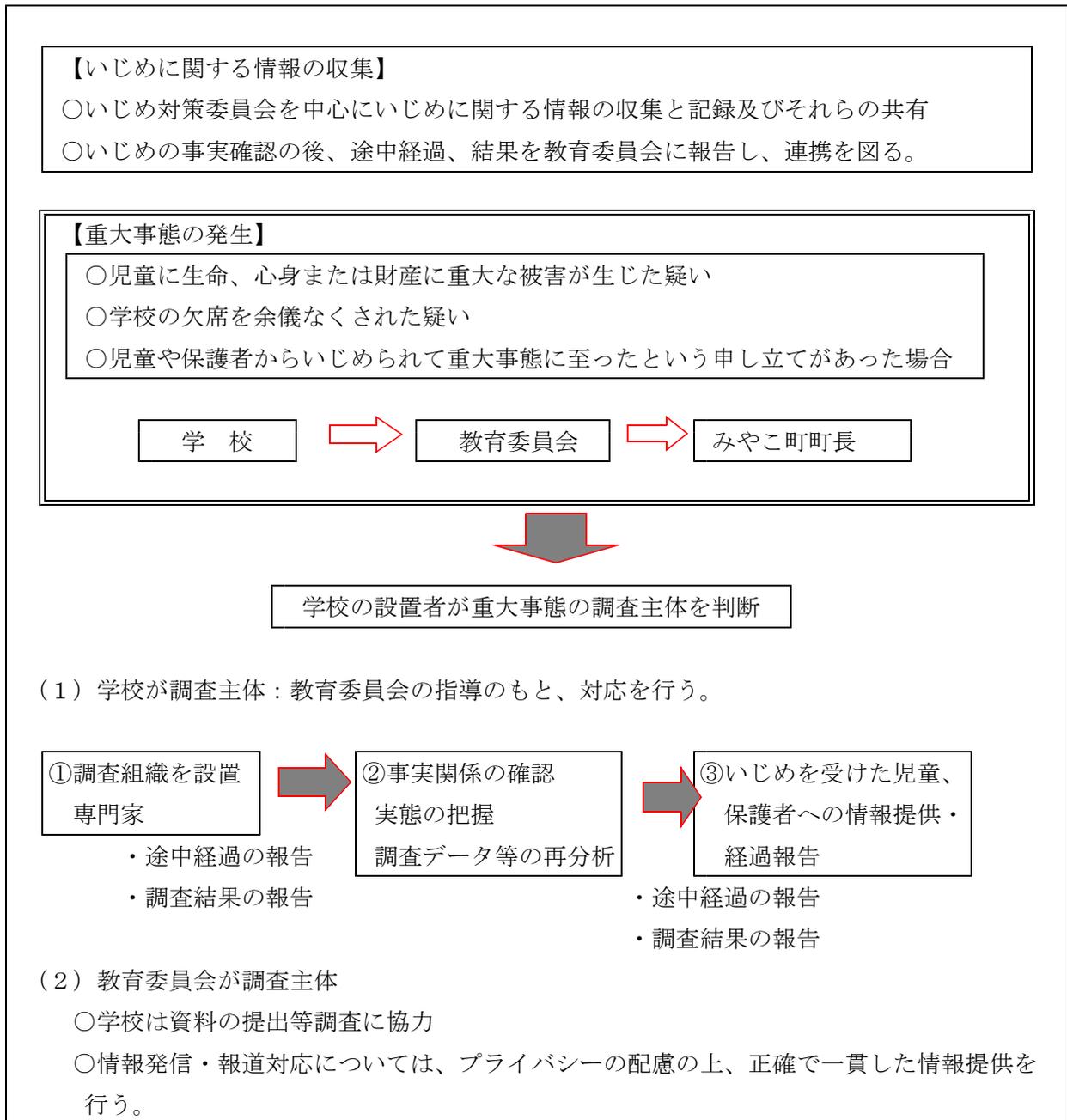
5 いじめの対処への取組 ※「いじめ対応マニュアル」参照

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、被害者児童への支援や加害者児童への指導の対応について協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援（ＳＣ等の協力のケア、別室指導）と、いじめを行った児童への指導（出席停止や別室指導等）とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月）と被害児童が心身の苦痛を感じていないことを児童・保護者への面談で確認するまで取組・支援を継続して行う。
- 児童アンケート等は、児童在学中の6年間は保管しておく。
- 児童の特性をふまえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携・周囲に対し必要な指導を組織的に行っていく。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

- 重大事態の意味等の共通理解を図る。
- 重大事態が発生した場合、教育委員会を通して、町長に報告する。
- 重大事態が発生した場合、事実関係を明確にするための調査を行う。
- 調査結果について、町長に報告を行う。

◇ 重大事態への対処・報告体制



7 学校の取組に対する検証・見直し

○学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組についてはP D C Aサイクルで見直し実効性のある取組となるように努める。

○いじめに関する項目を盛り込んだ取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施しいじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

8 いじめ問題対応年間計画

本 年 度 の 指 導 の 重 点
<p>○いじめの早期発見・早期対応及び、組織的対応や関係機関との連携しての取組が機能するよう職員研修の充実を図るとともに、年間計画に沿った着実な取組を推進する。</p> <p>○全ての教育活動において人権教育・道徳教育の充実を図り、人権尊重の精神や規範意識、思いやりの心の醸成を行う。</p>

低学年の指導の重点	中学年の指導の重点	高学年の指導の重点
一人一人のよさを認め合い、仲良く助け合う集団づくりに努める。	一人一人のよさや違いを認め合い、お互いを思いやる集団づくりに努める。	一人一人の個性を認め合い、お互いに支え合う集団づくりに努める。

	職員研修他	児童アンケート等	その他 (家庭に向けて)
4 月	<p>○いじめ防止基本方針についての検討と共通理解</p> <p>○本校いじめ防止対策委員会・年間計画等の作成・確認</p> <p>○児童についての情報交換 (申し送り事項の確認)</p> <p>○いじめの認知について (研修)</p> <p>○家庭訪問の実施について</p>	<p>○学級開き・学級ルール作り (学級活動)</p> <p>○行事を通じた人間関係作り (歓迎遠足)</p> <p>○仲良し遊び(縦割り班)</p> <p>○相談ポスト</p> <p>○いじめアンケート</p> <p>○心発見活動 (教育相談)</p>	<p>○本校のいじめ対策についての説明・啓発 (PTA 総会・学級懇談会)</p> <p>・本校のいじめ防止基本方針</p> <p>・県PTAとの取組連携</p> <p>○子どもホットライン 24 の紹介</p> <p>○家庭訪問による情報提供</p>
5 月	<p>○校内いじめ防止対策委員会</p> <p>○QU等の実態調査の実施</p> <p>○児童に対する情報交換 (運動会での配慮事項)</p> <p>○いじめ早期発見・対応 (研修)</p>	<p>○行事を通じた人間関係作り (運動会)</p> <p>○仲良し遊び ○相談ポスト</p> <p>○いじめアンケート</p> <p>○心発見活動 (教育相談)</p>	<p>○「学校だより」による保護者啓発</p> <p>○いじめ対策についての啓発 (リーフレットなど)</p>
6 月	<p>○校内いじめ防止対策委員会</p> <p>○児童に対する情報交換 (水泳学習での配慮事項)</p> <p>○外部講師による研修会</p>	<p>○いじめアンケート</p> <p>○心発見活動 (教育相談)</p> <p>○仲良し遊び ○相談ポスト</p>	<p>○保護者向け啓発講演会</p> <p>○家庭用チェックリストの配布</p>
7 月	<p>○校内いじめ防止対策委員会</p> <p>○教職員アンケートの実施 (自己評価)</p> <p>○児童に対する情報交換 (一学期の児童の変容)</p> <p>○長期休業中の生徒指導等について (研修)</p>	<p>○行事を通じた人間関係作り (自然体験学習)</p> <p>○仲良し遊び ○相談ポスト</p> <p>○いじめアンケート</p> <p>○心発見活動 (教育相談)</p> <p>○児童アンケート (自己評価)</p>	<p>○保護者との情報交換 (懇談会)</p> <p>○保護者アンケートの実施 (自己評価)</p> <p>○インターネット、ケータイへの啓発講演会</p> <p>○一学期の学校評価の公表</p>
8	<p>○いじめに関する研修会の実施 (校内研修)</p>	<p>○平和集会 (生命尊重について)</p>	<p>○気になる児童宅への家庭訪問の実施</p>

月	○中学校ブロック研修会		○「不登校いじめ研修会」への参加呼びかけ
9月	○いじめ防止対策委員会 ○児童に対する情報交換 (夏期休業中) ○二学期の取組確認	○仲良し遊び ○相談ポスト ○いじめアンケート ○心発見活動(教育相談)	○「学校だより」による保護者啓発 ○学級懇談会での啓発
10月	○いじめ防止対策委員会 ○児童に対する情報交換 ○児童理解について(研修)	○行事を通した人間関係作り(修学旅行)(保育士体験) ○いじめアンケート ○心発見活動(教育相談) ○仲良し遊び ○相談ポスト	○家庭用チェックリストの配布 ○保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施
11月	○いじめ防止対策委員会 ○児童に対する情報交換 ○道徳授業の保護者公開 ○道徳模擬授業(研修)の実施	○人権集会 ○仲良し遊び ○相談ポスト ○いじめアンケート ○心発見活動(教育相談) ○六年中学校体験入学	○道徳授業の参観 ○人権集会の参観 ○「学校だより」による保護者啓発
12月	○校内いじめ防止対策委員会 ○教職員アンケートの実施 (自己評価) ○児童に対する情報交換 ○長期休業中の生徒指導等について(研修)	○行事を通した人間関係作り(校内持久走大会) ○仲良し遊び ○相談ポスト ○いじめアンケート ○心発見活動(教育相談) ○児童アンケート(自己評価)	○保護者との情報交換(懇談会) ○保護者アンケートの実施(自己評価) ○二学期の学校評価の公表
1月	○校内いじめ防止対策委員会 ○児童に対する情報交換 ○外部講師招聘校内研修	○行事を通した人間関係作り(餅つき体験活動) ○仲良し遊び ○相談ポスト ○いじめアンケート ○心発見活動(教育相談)	○新一年予定保護者への啓発(入学説明会) ○「学校だより」による保護者啓発
2月	○校内いじめ防止対策委員会 ○児童に対する情報交換 ○保育所訪問(情報交換) ○児童理解について(研修)	○行事を通した人間関係作り(新1年生体験入学) ○小中連携(ようこそ先輩) ○仲良し遊び ○相談ポスト ○いじめアンケート ○心発見活動(教育相談)	○学級懇談会での啓発
3月	○校内いじめ防止対策委員会 (本年度の総括) ○児童に対する情報交換 ○教職員アンケートの実施 (自己評価) ○本校いじめ防止基本方針の検討見直し	○行事を通した人間関係作り(6年生を送る会) ○仲良し遊び ○相談ポスト ○いじめアンケート ○心発見活動(教育相談) ○児童アンケート(自己評価)	○保護者アンケートの実施(自己評価) ○三学期の学校評価の公表 ○「学校だより」による保護者啓発 (いじめ0公表)